令和5年度専修大学公的研究費不正使用防止計画

統括管理責任者

専修大学では、「専修大学公的研究費の運営及び管理規程」に定められた責任体系のもと、公的研究費の不正使用防止計画(以下、「本計画」という。)を次のとおり策定する。

なお、本計画に示す項目は研究活動上の不正行為の防止等を目的に、当面取り組むべき措置 として掲げるものである。不正を発生させる要因の把握とその検証を継続して行い、本計画の 定期的な見直しを図るものとする。

公的研究費不正使用防止計画		
項目	内 容	実施時期・手段等
学術研究倫理憲章及び	○機関としての取り組み姿勢を広	(通年実施)
研究倫理に関するガイ	く周知し、学術研究の公正性と	学術研究倫理憲章及び研究倫理に関
ドラインの周知	信頼性を確保し、本学の社会的	するガイドラインについて、本学ホー
	責任を果たす。	ムページや科学研究費助成事業取扱
		要領に掲載するなど、本学の取り組み
		姿勢を学内外に対し広く周知する。
コンプライアンス教育	○コンプライアンス教育を実施	(上期)
及び啓発活動の実施	し、自らのどのような行為が不	コンプライアンス教育コンテンツの
	正使用に該当するのかを理解す	受講と誓約書の提出を依頼する。
	ることにより、適正な運営及び	科学研究費助成事業の取扱説明会を
	管理を行う。	行い、不正防止に関する啓発を行う。
	○不正を起こさせない組織風土を	(四半期に1回程度)
	形成するために、啓発活動を実	学内会議や掲示 (ホームページ含む)
	施し、不正使用防止に向けた意	等を通じて、不正使用防止に関する啓
	識の向上と浸透を図る。	発活動を行う。
公的研究費使用ルール	○公的研究費使用に関するルール	(上期)
の明確化	(学内ルール及び関係省庁制定	学内ルール及び関係省庁制定の法令
	の法令等) の全体像を体系化し、	等を体系化した全体像を取扱要領に
	競争的研究費等の持つ性質を理	掲載し、周知を行う。
	解することにより、適正な運営	
	及び管理を行う。	

適正な予算執行の推進	○研究費管理システムの使用によ	(通年)
	り、研究者及び事務担当部署に	研究者による研究費管理システムへ
	よる予算執行状況の相互確認を	の直接入力により、予算執行状況を研
	リアルタイムに行い、予算執行	究者とリアルタイムに共有し、予算の
	時期の過度な集中を防ぎ、適正	適正な運営及び管理を行う。
	な運営及び管理を行う。	(下期)
	○換金性の高い物品について、購	研究活動の遂行状況に合わせた繰越
	入金額の多寡にかかわらず事後	制度や調整金制度の活用について周
	の確認を行い、その所在を明ら	知を行う。
	かにすることにより、適正な運	(通年)
	営及び管理を行う。	本学の物件管理帳簿にて管理されて
		いる物品以外で、換金性の高い物品に
		ついての一覧表を作成し、事後点検に
		よる所在確認を行う。
発注権限の分散化	○一定金額による発注権限の分散	(通年)
	化を図り、業者との癒着を防止	1件又は1組の設備、備品(図書を除
	することにより、適正な運営及	く)の価格が20万円以上の場合、原
	び管理を行う。	則として事務担当所管による発注を
		行う。

以上